

宇土市社会体育施設の修繕に関する規定

宇土市社会体育施設の管理に関する協定書中、第 8 条に規定する管理施設及び設備並びに備品の修繕については、下記の手順で行うものとする。

- 第 1) 管理施設及び設備並びに備品（以下「施設等」という。）の修繕が必要と認められる場合、指定管理者から市教育委員会へ連絡を行うものとする。
- 第 2) 連絡を受けた後、市教育委員会と指定管理者が協議を行い、修繕の必要性を協議する。
- 第 3) 協議の結果、修繕が必要となった場合は、指定管理者が市内の業者から修繕に係る見積書を提出させる。（原則 2 社以上）
- 第 4) 修繕に係る経費（消費税及び地方消費税を含む。）が 30 万円未満の場合は、指定管理者の費用と責任において修繕等を行い、修繕完了報告書（様式 1）を市教育委員会へ提出する。
- 第 5) 修繕に係る経費（消費税及び地方消費税を含む。）が 30 万円以上の場合は、修繕依頼書（様式 2）を市教育委員会へ提出する。
- 第 6) 修繕依頼書を受けた市教育委員会は、指定管理者が添付した見積書とは別の業者から修繕等に係る見積書を提出させる。
- 第 7) 第 6 による見積書での修繕に係る経費が 30 万円未満の場合は、市教育委員会は指定管理者に対し修繕指示書（様式 3）を交付し、交付を受けた指定管理者は自己の費用と責任において修繕等を行い、修繕完了報告書を市教育委員会へ提出する。
- 第 8) 第 6 による見積書での修繕に係る経費が 30 万円以上の場合は、市教育委員会は自己の費用と責任において修繕を行うものとする。
- 第 9) 上記の修繕において、指定管理者の 1 会計年度での費用負担の累計が 100 万円を超えた場合は、それ以後の修繕については、市教育委員会の費用と責任において修繕を行うものとする。
- 第 10) その他日々の業務に支障を及ぼす等、早急に修繕が必要な場合は、市教育委員会及び指定管理者で協議を行うものとする。